

有料道路 ETC 割引利用へのご注意

平成4年4月から成人年齢が満18歳となり、誕生日の前日まで親権者又は後見人名義の ETC カードが割引対象でしたが、成年に達する誕生日以降も引き続き ETC 割引制度を利用するためには、新たに本人名義の ETC カードの取得が必要となりました。

しかし、一般的な ETC カードは、クレジットカードに追加発行されるものであるため、18歳になっても高校生には発行されません。

一方、高速道路事業者が発行している ETC パーソナルカード（クレジット機能なし、口座振替）を取得し、利用する方法もあります。しかし、カードを発行していただく際、デポジット費用（最低2万円～）、年会費、手数郵送料などが必要です。

18歳の誕生日から高校卒業まで ETC カードを取得できない期間は、係員のいる料金所を通過することになりますが、最近、首都高速道路入口は、係員のいる料金所から ETC 専用に変更されてきています。

18歳に成人年齢が引き下がったことで、思わぬ不便を感じるようになります。高校卒業まで親権者又は後見人名義の ETC カードで割引が受けられるよう制度の見直しが求められます。

なお、この件について、9月29日に開かれた国土交通省の「第8回移動等円滑化評価会議」において、当会から意見を申し入れています。